

## 親権者指定における新たな試み

相谷 登 (aitani@fuksi-kagk-u.ac.jp)

〔関西福祉科学大学〕

A new psychological method for determining child custody

Noboru Aitani

Faculty of Social Welfare, Kansai University of Welfare Sciences, Japan

### Abstract

Past cases were reviewed to examine the courts' criteria for determining child custody. The criteria reviewed included maintenance of current living circumstances and mother's prioritization of their children, both of which are problematic in some ways. Through this review, I was unable to determine the optimal criteria for determining custody. This may be because the method currently employed involves direct interviews with parents and has little scientific objectivity. I therefore attempted to apply family systems theory as a means to determine custody. Specifically, I employed the psychological test, the Family System Test, as a method to compare family relations. I suggest that in law suits to determine custody, it is necessary to consider the meetings that occur between the non-custodial parent and child after the divorce is granted.

### Key words

child custody, family systems theory, Family System Test, psychological test, divorce

### 1. 離婚に伴う親権者指定・変更に関する問題

わが国における離婚件数は、1991年から増え続け、現在では年間約23万組にも及ぶ夫婦が離婚するに至っている(厚生労働省、2013a)。非婚化や晩婚化にあるわが国においては婚姻率も低下の傾向にあるが、離婚率は増加の一途にあるのが実情である。また、少子化問題も見逃すことはできない。合計特殊出生率は低下し続け、2012年度では若干回復の兆しはあるものの1.43人と依然として極めて低い水準にある(厚生労働省、2013b)。このように、離婚率は上昇し、一方では少子化傾向になかなか歯止めがかからないわが国において、離婚に伴う子どもの親権とその後の面会交流が大きな社会問題となっている。この問題を反映して、家庭裁判所に係属した「親権者指定又は変更事件」は、1999年においては10,814件(家事審判、調停事件の総数、以下同)であったが、2008年でも11,100件となっており、離婚件数同様に子どもの親権者を巡る紛争は一向に減る様相は窺えない。このような中で、民法をはじめその他の制定法は、親権者を定める具体的な判断基準について何ら規定はしておらず、法整備の兆しも窺えない。

ところで、民事裁判を国民がより利用しやすいものとするを目的の一つとし、またわが国における家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実や裁判の迅速化を図るために、2004年4月1日から人事訴訟の第一審の管轄が地方裁判所から家庭裁判所へと移管された。このことで、離婚裁判に伴う親権者の指定等については、わが国における司法の特色の一つである家庭裁判所調査官

による専門的な知識や技法を用いての調査を活用することが可能となった。また、その審理に当たって家庭裁判所は参与員の意見を聴くこともできるようになった。この司法改革は画期的なものであり、とりわけ心理学をはじめ教育学、社会学、更には福祉学の専門的知識を有する家庭裁判所調査官や参与員の関与は、司法の場への新しい視点の導入でもある。ところで、前述したように、親権者指定等に関して民法をはじめその他の制定法は何ら具体的な規定はしていない。それゆえ、心理学をはじめ福祉学等を活用して事件本人である未成年者の心の理解や子どもの福祉的観点からの親権者指定や変更を模索してきた。しかしながら、その決定に至る経緯において、心理学や教育学、更には社会学や福祉学が真の科学性や客観性を十分に兼ね備えているかとなると若干の疑問が生じる。例えば、裁判所においては家庭裁判所調査官が親権者を巡る事件の調査プロセスの一つとして、品川・品川(1985)が作成した親子関係診断テストを用いることは少なくない。このテストは、親または子どもの愛情や問題を数量的かつ客観的に捉えようとするものである。実施適応年齢は、親の年齢には制限は無いが、事件当事者である子どもに関しては小学4年生から高校生までとなっており、10歳未満の子どもは対象外で実施できない。また、質問紙法ゆえに反応歪曲は避けられないという問題もある。被験者となる親は「良い親だと見られたい。判断して欲しい。」と思えば、恣意的にその回答を歪めてしまうことが可能なのである。裁判所において、当事者が事実を反することを言うことは絶対に無いと言い切れない。ましてや子どもの親権や監護権を自らが得たいと考えた場合、恣意的でなくとも実態とは異なることや当事者自身が理想とする姿を表出することもあろう。この恣意的な操作を排除するために、ロールシャッハテス

トをはじめとする投影法が用いられることも時にはある。ただ、心理テストの大半は心理臨床における長年の背景を基礎として確立したものである。そもそも臨床心理学が対象とするものは、基本的には個人である。心理テストの最大の目的は、個人であるクライアントの問題が何なのかを精査または診断することである。またはカウンセリングで症状がどの程度改善したのかという効果の測定であり、あくまでも個人を対象としている。父母間で子どもの親権者としてどちらが相応しいのかといった比較検討課題をはじめ子どもへの愛情の度合い、今後の親子関係のあり方の予測とその優劣性の検討などを念頭に置いて作られた心理テストは存在しない。だとすると、子どもの父母間の比較検討や優劣性を求められる親権者を巡る課題では、元来の心理テストの目的とは異なるために、その目的において客観性や科学性を十分に備えているかという疑問が生じるのである。事実、これまでの裁判所における親権者を巡る事件で心理テストが最も有効な決め手となったという判例は、私が知る限り見当たらない。

それでは、わが国の裁判所はどのように親権者を決めてきたのだろうか。本稿においては、最初にわが国の裁判所で親権者指定の判断がどのように行われているのかを法律または心理学の観点から概観してみる。次に、私自身が親権者指定の鑑定業務に携わってきたいくつかの経験から、新たな親権者指定の判断プロセスを導入したことを紹介してみたい。

## 2. これまでの親権者指定の判断基準

親権者指定に関する研究は、野田（1988）や清水（2002）が長年の裁判官としての実務経験を基にまとめているものがあるが、大島（1986）は過去の膨大な判例に基づく研究を実施している。ここでは大島（1986）の研究と、更には加藤（2001）が自身の家庭裁判所調査官としての経験を基にした判断基準と新たな議論を展開していることから、それらを紹介することにする。

### 2.1 法律家から見た親権者指定

法に関する研究者である大島（1986）は、親権者の判断基準について、過去の判例に基づいて、その判断基準を整理し7つの基準を見出している。

概要については、次のとおりである。

- (1) 当事者の一方に不利な事情がある場合  
例えば、一方当事者が重篤かつ治療困難な病気に罹患しており回復の見込みがない場合や精神疾患により精神喪失の状態にある場合、他方を親権者としている。
- (2) 現状維持の原則  
離婚する方向で夫婦が裁判所に係属している場合、夫婦は生活状況として既に別居していることが大半である。夫婦の別居を機に、子どもは父親または母親のもとで（あるいは、それぞれの実家で）養育され

ているのが通常である。裁判例においては、この事実上の養育関係を極めて重要視している。すなわち、今現在において事実上子どもを実際に養育してきた側の当事者を親権者とする判例が多いのである。この判断基準の背景には、次の4つの理由があるとされている。①現在の生活状況を敢えて変更することは子どもの心理・福祉面においてはマイナス面の方が大きい。②強いて現状を変えるだけの特段の理由が見当たらない。③現状から変更することによってもたらされる子どもの心理・福祉面に関するプラス要因がどれほど多大かという点と実際にはさして大きくはない。④とにかく現状を尊重すべきである。以上のいずれかの理由により、これまで事実上養育してきた側の当事者を親権者と裁判所が定めるというものである。

- (3) 母親優先の原則  
「子どもには母親が絶対的に必要である。」との考え方を背景とするものである。とりわけ子どもが幼児の場合は、成育には母親の愛情と監護が父親のそれにもまして不可欠であるとの考え方が強く影響し、親権者を母親に定めるというものである。過去の判例から「現状維持の原則（現在、父親のもとに子どもがいる。）」と「母親優先の原則」とが争点となった場合、「母親優先の原則」が優先される場合が多く、子どもの年齢が5歳未満の場合には、その傾向は顕著である。
- (4) 兄弟姉妹同一親権者の原則  
過去の判例においては、兄弟姉妹の親権者を分けることに裁判所は消極的であり、子どもが複数いた場合には親権者を一方当事者に子ども全員を定める傾向がある。
- (5) 同性親優先の原則  
親（主として父親）は、自己の同性の子どもの親権者の指定において、同性親優先の主張に対してそれを認めた裁判例がある。ただし、このような決定は当事者からの強い希望があった場合のみに考慮されたようで、極めて例外的決定である。
- (6) 経済力優先の原則  
経済的により豊かな側の当事者のもとで養育されることが子どもの利益であり、同時に子どもの福祉的観点にもかなうという考え方である。ただ「経済力優先の原則」が、他の考慮すべき理由より優先されたという判例はほとんどなく、それほど積極的に取り入れられる判断基準ではない。
- (7) 有責配偶者不利の原則  
離婚責任の大小によって、子どもの親権者を決すべきであるとした判例がある。すなわち、離婚に至る原因を作った者に関しては、子どもの親としてあり続けることについて、裁判所は否定的な見解を示したのである。

### 2.2 心理学者から見た親権者指定

加藤（2001）は、元家庭裁判所調査官であるが、その

実務経験から親権者の適格性判断の拠り所として取り入れてきた4つの観点を指摘している。

なお、前述した大島（1986）の判断基準、更には次に紹介する加藤（2001）の研究による親権者判断の基準にはいずれも何らかの問題点を含んでいることから、ここではそれらについても考察していく。

#### (1) 母親優先の原則

これは、前述した大島（1986）が示したのものにも含まれている。この立場は、子どもが乳幼児の場合は母親が監護養育することが子どもにとっての利益であり、特別な事情がない限り親権者は母親が適当とする立場である。母性的養育が子どもの発達にとって重要であり、そのことが子どもの利益にかなうとの考え方に立った判断である。

ところで、近年においては男女間における性差別批判の観点や、家族心理学の観点からは養育における父親の重要性が母親同様に指摘され、母親の養育が絶対的なものではなくつつある。また、2007年に改正された男女雇用機会均等法の施行により、母性優先の原則も揺るぎつつある。そうは言っても、父親の場合、おおよそにおいて子どもの監護養育に充当する時間は極端に短く、たとえ父親が親権者になったとしても、子どもの養育はもっぱら父親の母（子どもの祖母）によって補助されることがほとんどである。ただ、実質的な養育者が祖母となることで、母性的な養育が祖母によって一貫して行われるのも事実であり、子どもの監護養育の基本的部分には重篤な問題は生じ得ないとも考えられよう。

#### (2) 比較衡量

親権者の適格性を判断するのに、父母それぞれの諸条件を比較して最終的な判断をする方法である。監護養育のためにはあらゆる諸条件を勘案し、子どもの利益や福祉にかなうかを検討するという考え方である。家庭裁判所における調査および審判、また過去の地方裁判所において行われてきた鑑定が多くが実際に比較してきた事項は、経済状態、居住状態、地域環境、親の愛情、子どもの性格、子どもの親に対する態度、親の子どもに対する態度、教育監護能力等があげられており、それらの優劣を総合的に判断の上、親権者を決定するという方法である。

この方法について、次のような問題点が指摘できよう。比較する項目の調査は、大半が面接で父母それぞれから得られる情報に頼ることになる。比較検討する項目は多岐に渡るが、いずれが最も重視されるかは定められていない。よって、父母各自の回答の仕方に左右されることもあるが、同時に家庭裁判所調査者が何を重視するかによって聞き方自体までもが変わってしまうこともある。また聴取した項目の内容の一部が一方当事者より優位であったとしても、そのことのみで親権者として適格だと断言できるかは別問題である。このように、家庭裁判所調査者の

面接に関する技量や技術とは異なる問題点が存在するのである。更には、子どもの成長に合わせて力動的な要因が包含されるべきであり、事件当事者への面接による陳述に基づく定点での比較衡量ではこの点をどのように克服するかという問題もある。

#### (3) 継続性の原理

この考え方は、大島（1986）が指摘している「現状維持の原則」と同じである。親と子どもの生活が継続しており、子どもが環境に適応していて特段問題となるような事象がなければ安定しているものと判断し、その関係の継続性を尊重するという考え方である。親子の生活関係が継続することは、子どもの発達に望ましいことであり、それを無視して安定している関係にある監護親から非監護親へ子どもを移すことは養育の断絶となり、子どもの発達にとって悪い影響を与えることになる。同時に、子どもを移すことは、心理的結びつきの出来ている監護親との分離による心的外傷を体験させてしまうことになるので、継続に著しい問題がない限り監護親を親権者に指定するのが子どもの利益になると考える立場でもある。

しかしながら、継続性の原理は根本的な問題として現状を追認することである。このことは、子どもが手元にいれば追認されるとの誤解を生じさせ、時には子どもの奪い合いを招いてしまう恐れが生じる。また別居時には離婚までは考えていなかった場合、住居や通学等の事情から一時的と考えて相手に子どもを渡していたことが結果的に不利を招くということにもなってしまう。この場合、裁判所の決定に対して上級審への控訴を誘発し裁判自体の長期化も懸念されよう。裁判が長引いて、更なる視点でまた継続性の原理が適応されれば、現在の監護親が有利になることは必定である。敗訴した当事者にとっては如何ともし難いことによって親権者が決定されたことになり、その不満は相当大きなものとなることが危惧されよう。

#### (4) 子どもの意思尊重

親権者の適格性を、まずは事件本人である子どもの意思を尊重して判断するという立場である。

この判断基準は、実際にはあまり採用されていないのが実情である。というのは、子どもの意思といっても乳幼児は未だその意思を表明することが出来ないことは自明のことである。また意思を表明できる年齢の子どもであっても、子どもに親を選ばせる質問をすること自体、不適當要素が多々ある。仮に質問したところで、その返答が本人の意思に基づくものか否かを確認することは容易な作業ではない。また子どもの発達には個人差があり、意思を尊重する年齢や規準を設けるにしても結局は無理が生じてしまい、個別性の高い問題であると言わざるを得ないのである。

### (5) 加藤の試論としての判断基準

加藤(2001)は、親権者の適格性判断のための試論と称して、次のような提言をしている。親子の関係性における将来予測は困難なことだが、親子の間には環境が変化してもその中で変化することが少ない一貫したのがあり、それは親子の関係性の伝播、すなわち養育という観点では世代間伝達がなされるという考え方である。この背景には、乳幼児期における親との愛着の質が、将来の社会的関係に影響を及ぼすに違いないと心理学の観点からの仮定がある。親との愛着が形成されてそれが安定したものであると、乳児は母親の感情や行動をある程度理解することが出来、予測できるようになる。愛着のパターンは生涯にわたって連続性があり、そこから仲間、恋人、配偶者等との関係の質を予測することがある程度可能となり、その一つとして子育てを予測するという考え方である。具体的には、親が幼少時に自らの親との関係性の質が良好であれば、その親自身はその子どもとも関係性が伝承される形で良くなるという訳である。これは、児童虐待の被害経験を有する子どもが、自らが親となった時に今度は虐待の加害者となりうるということが少なくないといういくつかの研究(Delsordo,1963; Fontana,1968; Steele & Pollock,1974)と同種の考え方に基づくものでもある。この考え方をもとに、親が幼少時に自らが受けた養育状況を調査すれば、今度は自らが親となって子どもに行う養育態度が類推されるということである。調査方法としては、Ainsworth(1978)が作成したストレンジ・シチュエーション法を用いて、愛着の質を測定する方法を上げている。もう一つの方法は、Main & Solomon(1990)が考案したアダルト・アタッチメント・インタビューという方法である。これは、母親に自分の両親をはじめその他親しい人との過去、現在における関係について語らせ、回想の仕方や内容をもとにして、その母親と子どもの実際の愛着の関係を判断しようというものである。

いずれも、これまでにはない視点に立脚した新たな親権者の選定方法である。問題点としては、アダルト・アタッチメント・インタビューでは、母親と子どもの関係性しか判断できないということがある。また、いずれの方法も標準化された規準尺度を用いている点では評価に値するもののそれらを判断する根本的な方法は面接であり、面接者の技量や価値観に左右される点や面接法が有する問題点を完全には克服できない点がある。

## 3. 新たな親権者指定の判断基準の導入

### 3.1 家族心理学の立場から

家族心理学は、家族という集団を理解するには、従来の社会心理学的なアプローチのみでは不十分だという考え方から、1980年代になって確立された心理学でも比較的新しい領域である。ところで、従来の心理学における

対象が基本的には個人であり、その延長上として「個人と個人」や「個人と社会」という考え方に立脚して多くの研究がなされてきた。しかしながら、家族心理学においては、家族という複数の人間から形成される集団を一つのシステムとしてみなして、その構造と機能に対して多角的に心理学的な取組みを行うことを目的としている。例えば、母子関係と一口に言っても母親と子どもの関係を精査するには、そこには必ず父親も何らかの形で関与しており、このことを全く無視して母子関係のみを語ることは出来ない。また、子どもにきょうだいが存在していれば、母子関係は複数存在し、その複数の比較検討や子ども同士での関係性を無視して一組だけの母子関係を云々しても、それは正しい親子関係の把握とはいえないとの考え方が家族心理学の立場である。この考え方を子どもの親権者指定に用いるとすれば、子どもをどちらか一方の親に親権を帰属させたとしても、親権がない親も実親である事実は何ら変わらない。更には、離婚に伴い忘れてはならない重要事項として、親権を有さないまたは監護親となりえなかった親が離婚後に子どもとの面会交流をはじめどのような関係性を維持構築していくかが重要な要因とも成りうる。このことを考慮すれば、どちらの親を親権者にするのかという一面的な視点ではなく、親権を得ることの出来なかった親と子どもの関係性や離婚後の親同士の関係性、更には離婚後に同居が予定されている親と子どもの関係性や離婚後の親同士の関係性までも可能な限り考慮して、子どもの福祉にかなった親権者の選定をせねばならない。それは、家族をただ単に一つの社会集団としてみなすのではなく、家族を構成する個々の家族成員間の関係性を多角的に考慮した家族システムとして捉える家族心理学の一つの考え方を活用した親権者の指定がなされるべきであるといえよう。

### 3.2 家族関係把握の問題点と新たな試み

家族システム理論に基づいた家族の関係性、すなわち家族関係の特徴を母子関係や夫婦関係といった二者関係という単一的なものではなく、家族全体や父母と子どもといった三者関係以上の集合体として捉え、その家族を構成する各メンバーの関係性を把握しようとする研究が近年盛んに行われるようになってきている。亀口・浦部(1990)は、家族イメージ法と称して、クライアントに顔を模したシールを家族に見立てて検査用紙の上に貼り付けさせて、家族関係を診断することを試みている。これは、その後には亀口(2003)が改良を加えFamily Image Test (Family Image Techniqueともいう(以下、FITと称する。))となり、家族を扱う臨床現場でよく用いられるようになった。水島・岡堂(1980)は、小円形駒を家族に見立てて検査用紙に描かれた円形内に配置させ、家族の心理的距離を計測する家族関係単純図式投射法を開発した。Gehring & Wyler(1986)は、家族成員を木製で出来た人形で表わし、チェスのボードのような盤上に人形を配置させて、被験者自身の家族関係を表現させるFamily System Test (以下、FASTと称する。))を開発した(図1)。

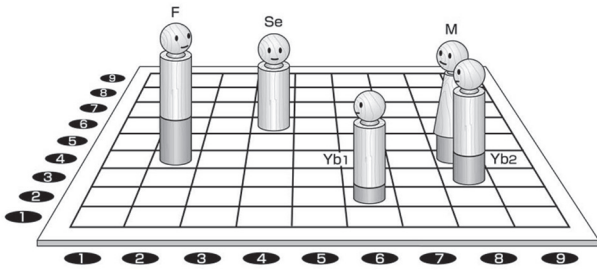


図 1：FASTにおける人形配置の一例

注：築地，2001，p137 から許可済引用。

FASTは、家族システム理論に基づいて、家族の関係性における分析を、配置された人形間のユークリッド距離を家族成員の仲の良さの指標である「親密さ」と捉え、また人形の下に置かれたブロックの高さを各家族成員それぞれの家族内の他者への影響力の指標である「階層性（または、パワー）」と考えた。そして両者をそれぞれ数値化し心理統計学に基づいた分析を試みている。FASTやFITといった家族関係を把握するための心理テスト器具の特徴は、このように心理統計学に基づいた分析を取り入れたことと、テスト手法自体が投射法であるということである。ところで、従来の臨床心理学的アプローチにおいては、家族関係や家族が抱える問題を明らかにしたいときには、直接的に当事者に面接で尋ねる、または質問紙へ当事者自身の考え方や思いを回答させるという手法を用いてきた。しかしながら、これらは次のような問題点を抱えている。例えば、面接においては、調査者が直接的に知りたい内容を当事者に問いかけることが基本となる。当事者としては意識レベルでは強く考えていない事象であっても、尋ねられた質問に回答する形なので、質問に即した何らかの回答がなされてしまうのである。ところで、親権者を巡る判断プロセスにおいては、親権者を誰にするのかを決めるのと同時に、その後の面会交流を如何に円滑にするのが問題とされることが近年重要視されている。それゆえ、親権者を決定する作業において、今日の裁判では必ず面会交流についての精査は不可欠な作業となっている。面会交流は以前には面接交渉と称され、それ自体がなかった訳ではない。しかしながら、面会交流のあり方に関する判断基準やプロセスも、親権者決定と同様に科学性に富んだ手法は見当たらない。そこで、家庭裁判所調査官や鑑定人は、面接で当事者に直接その真意を問うという手法を用いてきた。そこでは、紛争当事者から離婚後の面会交流に関する話題が何ら能動的に語られていなくても「あなたが親権者となった場合、別れた相手方が『子どもに会いたい』と希望したらどうしますか。」という直接的な質問をするのが実務上の必定である。このような発問を行えば、当事者自身は内心で「離婚後は相手方と縁を切りたい。」や「子どもには会わせたくはない。」と思っけていても、裁判所に好印象を与えようと考えて「会わせませう。」と積極的な姿勢を示そうとした

り、後ろ向きであっても「考えています。」と返答することは少なくない。このように、紛争当事者が面会交流をほとんど考えていなくても、親権者を定める裁判プロセスの中において意識レベルで表出させてしまうことにもなる。そして、結果的には何らかの反応を起こさせてしまうという本来は紛争当事者の意識に上っていなかった事象までも引き出すことになる。このようなプロセスを経て顕在化された内容について、優劣性を判断することは容易なことではない。仮に、臨床心理学を駆使して紛争当事者の内面への理解を深めることが出来て、その優劣性を判断するに至ったとしても、発言をした紛争当事者はもとより弁護士代理人がその心理学的な専門性の高い理解や解釈に対して疑問や反感を持たずに受け入れることは容易なことでは無かる。このことは、既存の心理テストを用いても同様の問題を十分には解決し得ないだろう。以上のように、元来は個人を対象としたこれまでの臨床心理学を背景とした面接法や心理テストでは、最終的には子どもの父母の優劣性を決定せねばならない親権者を巡る事象には馴染みにくい点が存在するのである。

ところで、投影法の側面と計量心理学の考え方に基づく分析方法を取り入れた心理テスト器具の一つであるFASTを親権者決定のプロセスに導入することは、これまでの手法が抱える問題点を幾らか軽減する可能性を秘めているのである。そこで、実際に親権者決定に際してFASTを用いた事例とその方法について、次に紹介することにする。

## 4. FASTを用いた鑑定事例とその効用

### 4.1 FASTを用いた鑑定事例の概要

離婚することについては夫婦間で既に合意しているが、4歳の男児に関する親権者についての争いがあり裁判所へ係属した。そこで、親権者として夫または妻のいずれがより相応しいかを鑑定する作業の一環として、FASTを用いることにした。FASTのテスト結果をはじめ事例自体を紹介するに当たって、必要最低限の情報は、次のとおりである。なお、事例の内容と本稿とは直接関係がないゆえに、事例の概要に関する情報はその内容や性質自体を変質させない程度に加工した。

夫（30代）は、企業の研究職として稼働している。妻と別居後は直ちに生家へ戻り、現在は会社経営の祖父（60代）と祖母（60代、無職）との3人暮らしである。一方、妻（30代）は、栄養士として夜勤のない稼働をしている。夫と別居後は、夫婦間に設けた男児（4歳）と一緒に生家へ戻り、それ以後今日まで祖母（60代、無職）と3人暮らしである。祖父は5年前に他界しており、祖母は年金暮らしである。男児は、現在近隣の幼稚園に通園しており、送迎は主として祖母が行っている。夫婦は、1年2ヶ月前に双方の価値観の相違から別居した。夫と男児とは、家庭裁判所における調停時に数回接触している。夫は、妻と比べて経済的安定と祖母が専業主婦ゆえ何時でも男児の面倒を見ることができることから、親権者に相応しい

のは自分であると主張している。一方、妻は既に男児が通園している幼稚園に馴染んでいることや子どもには母親が必要であると主張し、夫婦ともに男児の親権者となることを強く望んでいる。

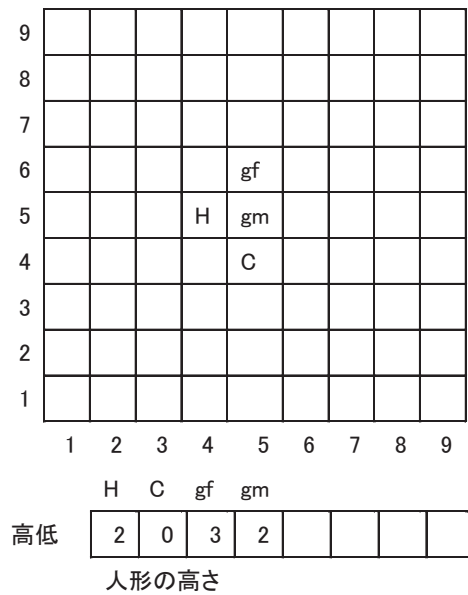
この裁判に関して、鑑定が行われることになり、夫および妻の双方に対して、鑑定作業の一環としてFASTを用いた。FASTの詳細な使用方法等については、作成者であるGehring,(1993)が作成した実施マニュアルを参照されたい。

#### 4.2 家族像に関する将来予測とFAST

子どもの親権者を決めるに当たっては、現在の生活状況を軽視することは出来ない過去の判例も示している。最大の理由の一つは、福祉的観点は常に最も重視されるべきものであり、現在置かれている子どもの状況が重篤な問題を抱えている場合には、公的扶助も含めて早急により良い環境へと子どもを移す必要が生じるからである。しかしながら、現在の生活状況を過剰に重視してしまうと、子どもの福祉の観点からはほとんど問題性が認められない場合には、他の要因は判断時に劣位に置かれてしまい、前述した大島(1986)や加藤(2001)の「現状維持の原則(または、「継続性の原理」)」が最も優先されることになる。すなわち、裁判係属中において、実際に子どもを監護していない親は、結果的には親権者となることは極めて困難になってしまうのである。だとすると、裁判係属中に子どもを監護していない親は、無理やりでも子どもを手元に置いたほうが有利だと考え、法廷外で子どもを奪い合うという二次的な災害をも生じさせかねないことも懸念されよう。だが親権者決定のプロセスにおいて、「現状維持の原則(または、「継続性の原理」)」が最も優先されてきた要因であることは間違いなさそうである。この背景には、子どもの情操を考えた場合、特段問題のない現況を敢えて変更すべきとは誰も考えないからである。過去から継続している現時点での出来事が真実であり、真実を優先することが最も安全だからでもある。本来は、子どもの将来がどちらの親のもとで暮らすことがより幸せとなるのかを考慮せねばならない。しかしながら、裁判官はもとより誰にも未来の状況は分からず、それだけに裁判における判決への考慮はし難い。そこで、面会交流をも含んだ将来の状況を幾分か判断しうる道具として、FASTはその可能性を秘めているのである。

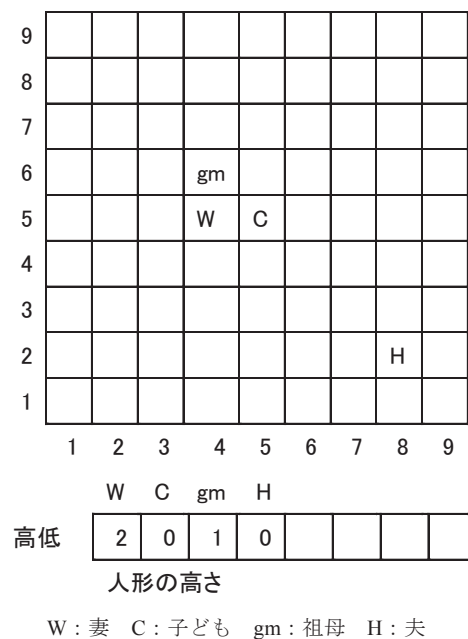
#### 4.3 FASTを用いた事例におけるテスト結果

鑑定作業の一環として、夫婦それぞれにFASTを実施した。各人には、FASTの具体的なやり方を説明した後、まずは現在の家族関係を盤上に表現させた。続いて「この裁判が終了した後の子どもさんを中心にした家族関係について、どのような状態になっているかを想像して、その内容をここに示してください。」と教示した。この手続きを経て、各人はそれぞれが考える将来の家族像をFASTに示した。図2は夫が、また図3は妻が作成した将



H: 夫 C: 子ども gf: 祖父 gm: 祖母

図2: 夫のFASTでの家族表象



W: 妻 C: 子ども gm: 祖母 H: 夫

図3: 妻のFASTでの家族表象

来の家族像であり、各人の特徴は次のとおりである。

夫の離婚後の家族は、夫自身と子ども、更には自らの両親の4人暮らしであることを示した。子どものすぐ横には祖母を配置し、子どもとの関係性が最も強い人物を祖母とした。夫は「子どもの世話を一番するのは、常に家に居る祖母なので。」と説明を加えた。また、家族成員間の力関係を示す人形の高さについては、祖父を最も高くした。夫は「両親(祖父母のこと)と同居する生活環境では、最も権力のある人物はやはり祖父です。」と説明した。

妻の離婚後の家族は、妻自身と子ども、自らの母親の3人としたが、更にはFASTの表象上のかなり遠い位置に離婚する夫を配置した。妻は「自分は生活のために昼間は働きに出ざるを得ず、実際のところ子どもの面倒は祖母に見てもらおうことになると思います。でも、子どもの身の回りの世話を主にするのが祖母であっても、子どもの母親が私自身であることには間違いがなく、子どもとの仲の良さの一番は祖母には譲れません。だから、子どもに最も近い場所へ私自身の人形を置きました。」と説明した。また、家族成員間の力関係の指標である高さについては「私は、今は実家へ戻って来ています。でも、一度は結婚して実家を離れた身であり、子どもの親は私自身です。だから、子どもへの影響力は母親である私が一番大きくなければならないと考え、祖母よりも私の高さを大きくしました。」とも説明した。更に、夫を離れた場所に配置した理由について「私たち夫婦が離婚しても、子どもにとってあの人(夫のこと)は、父親であるという事実は変わりません。私自身は出来れば今後会いたくはありませんが、子どもが父親に会いたいと望めば、私がどうこう言うことは出来ないと思います。だから、子どもが父親に会える可能性を考えて遠くの場所に置きました。」と言及した。

#### 4.4 FASTの結果についての分析と考察

夫、妻それぞれの離婚後のFASTの表象結果及びそこでなされた発言について、考察していく。

FASTは家族システム理論に基づいて作成された心理テスト器具である。家族システム理論に関する詳細な説明は割愛させていただくが、ここでは家族を規定する要因とされる「親密さ」、「階層性(または、パワー)」および「境界」という考え方に則した最も代表的なものを簡単に記しておく。要因の一つ目は、家族を構成する家族成員間の愛情や仲のよさ、更には結びつきの指標である「親密さ」である。次に、家族成員間の力関係や影響力の指標となる「階層性(または、パワー)」である。最後に、家族と他の家族を区別する概念である「境界」である。家族システム理論には、これら3つの要因から家族の健全さや有様を分析していくという考え方が基本となる(Fisher, 1976; Fisher, Giblin & Regas, 1983)。この考え方を基本として、それぞれの家族がどのような状態にあるのかを判断することが背景にあり、本事例の解釈及び分析もこれらに基づいて行ってみた。

最初に、一つ目の要因である「親密さ」だが、単純に言えば「仲良しの度合い」のことである。FASTでは、この「親密さ」は配置された人形間の距離によって表される。例えば、二者の仲が良いほど2つの人形間の距離は小さく、疎遠になれば距離は大きくなるという考え方である。注意すべき点として、健全な家族像という観点からは、ただ単に「仲が良い」ことが望ましいとは限らないのである。確かに、人は婚姻するまでは自らの親に対する親密さが最も大きいことが望ましい。だが、婚姻することで新たな家族が誕生する。この婚姻を機に、最も「親密さ」

を密にすべき対象は、自身の親から配偶者や新たに誕生した子どもへと移行することが健全な家族観である。人は現在所属している家族を構成している家族成員への「親密さ」が最も大きくあるべきだというのが家族システム理論の基本的な考え方である。ところで、このことを本事例において検討してみることにする。夫は、子どもと最も「親密さ」が大きい人物を祖母とした。このことは、2つの家族というものを明らかに混同してしまっているのである。子どもの父親は夫自身であり、家族という単位で見れば、夫の子どもへの「親密さ」が最も大きくなければならないのである。しかしながら、夫はその認識が若干乏しいといえよう。一方、妻は子どもとの「親密さ」を最も大きなものとして表現し、このことはその説明でも裏付けられる。妻は祖母との同居生活の中にあっても、明らかに子どもと母親である自分という家族を意識しており、同時に2つの家族の存在と区別を潜在的に感じ取っているのである。このように、「親密さ」という家族関係を規定する一つの要因からは、妻のほうが子どもにとって健全な家族観を有しているものと判断できるのである。同時に各当事者が所属している2つの家族をきちんと区別できているか否かの問題とも同じであり、家族を規定する要因の三つ目である「境界」に関しても、妻のほうが鮮明な家族間境界を有しており、この観点からも健全さが窺えるのである。

次に、家族を規定するもう一つの要因である「階層性(または、パワー)」だが、FASTにおいては各人形の下に3種類の異なるブロックを置くことで高さの調節が出来るようになっており、この高さがそれぞれの家族成員が有する「階層性(または、パワー)」を示すことになる。すなわち、下にブロックを置くことで高さが調節でき、高さが大きいほどその人物の他の家族成員への影響力が強いことを意味する。ところで、本事例の結果を見てみると、夫の表象では、祖父を最も高い状態にして影響力の大きい人物と定めた。そして、夫自身と祖母を祖父よりは力が弱いものとして表した。夫は「最も権力があるのは祖父」と説明しており、夫の思いとFASTでの表象は一致している。ここで問題となるのは、家庭内で最も力が強いのが祖父であれば、子どもへの影響力も父親よりも祖父のほうが大きいということになる。この環境下でも、夫と祖父の意見が合致していれば、子どもへの影響は特段問題なからう。だが双方の意見が相違してしまう状況が決して起こらないわけではない。そのような時に、父の意向に反して祖父の意見が優先されてしまうと、子どもの成長は何らかの形で阻害されることになる。更には、同様の指摘となるが「階層性(または、パワー)」の面で祖父が最も影響力があるとの夫の思いは、同居していても2つの家族がそこにはあるべきとの認識ができていない裏づけともなる。このことは、同時に2つの家族を区別する家族間の「境界」も曖昧なものとなってしまっており、家族システム理論においてはあまり性質のよくないものである。一方、妻は子どもへの影響力は妻自身が最も大きくあるべきであり、母親自身の親である祖母が同居と

いう現状であっても、子どもへの関与は子どもの実の親である母親自身が優先されるべきであるとはっきりと認識が出来ている。以上から、父親と母親を比較した場合、子どもにとっての影響力の健全さについても、母親に軍配が上がるといえよう。

ところで、両者の表象での顕著な差異は、離婚する一方配偶者の取り扱いである。父親の表象では、離婚の相手方である母親の存在はない。これは、父親が子どもを引き取った場合に、母親との絶縁または接触拒否を潜在的に考えていることを意味する。だとすると、子どもの福祉の観点から、仮に子どもの親権者を父親とした場合に、親権の無い母親が面会交流の権利を行使しようとしても難航することが容易に想像できる。一方、母親の表象には父親の存在があり、母親の検査時の発言に見られるように、子どもにとっての父親としての意識が母親には鮮明にあることが窺い知れる。この母親の父親への意識は、例えば母親が親権を獲得しても、父親が面会交流を求めた際には比較的円滑に話し合いが出来、子どもとの面会の履行が出来うる前提条件が揃うことをも現しているのである。なお、面接時においては、父親は鑑定人からの面会交流に関する質問に対して「妻が望むのであれば、子どもに会わせません。」との発言がなされていた。

以上のように、父親と母親のFASTの表象結果から、母親のほうが父親と比べてより健全な家族観を有していること、また親権者指定後に予想される面会交流においても母親のほうが柔軟な対応が出来ることが分かり、このことは結果的に子どもの福祉の観点からも母親のほうが子どもにとってより有益な人物であると結論付けることが出来たのである。

## 5. FASTを用いた鑑定の効用と今後の展望

FASTを用いて家族システム論の観点から親権者を巡る事件への新たなアプローチを試みた。その結果、FASTが有する投影法の利点を活かして、紛争当事者の言語化されない内面への接近を幾分か可能にした。ところで、本稿で取り上げた事例をはじめ親権者を巡る事件において、これまでFASTを4件の親権者に関する事件に用いた。いずれにおいても、裁判所はもとより紛争当事者、代理人弁護士もFASTの結果を取り入れた親権者の指定に関して、不満や疑問を呈するようなことはなかった。また結果に対して納得できず抗告に及ぶこともなかった。このことだけでFASTが有効だとはいえないだろうが、少なくともそれぞれの紛争当事者が配置したFASTの表象を視覚的に裁判に関係した者全員が確認し合い、同時に比較検討できたことは、有益な寄与があったものといえよう。ただし、これまでの活用事例が4件と未だ少ないこと、またいずれの事件も今後どのような問題が生じるのかが未だ不明なことから、FASTを用いての親権者判断の妥当性を検討するには至っておらず、この点は今後の課題でもある。しかしながら、これまでになかった親権者を巡る裁判手続きの新たな一つの手法となる可能性は秘めているものといえよう。

さて、全ての親権者指定の事件にFASTやFITのような家族システム論に基づいた新しい心理テスト器具の導入をすべきだとの主張をしているのではない。わが国の司法制度が数多くの過去の判例に基づき裁判審理が行われている事実を否定するわけでもない。先に紹介した大島(1986)や加藤(2001)の研究は今後においても有益なものをもたらしてくれることは間違いのないことである。夫婦の当事者双方がある一定の妥協点を有している事案や紛争性があまり高くは無い事案においては、敢えて心理テストを使用する必要性はないのである。このような場合は、審理の迅速性の観点からも判例に基づく過去の親権者指定のプロセスや判断と矛盾が無いかを精査することが優先されるべきである。あくまでもFASTやFITの導入は、紛争性の高い事案や過去の判例に基づく基準のみでは判断し難い事案において、その活用を検討すべきだといえよう。

## 引用文献

- Ainsworth, M. D.S., Blehar, M. C., Waters, E. & Wall, S. (1978). *Patterns of attachment: A psychological study of strange situation*. Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- Delsordo, J. (1963). Protective casework for abused children. 1, 46-51.
- Fisher, L. (1976). Dimensions of family assessment: A critical review. *Journal of Marriage and Family Counseling*, 13, 367-382.
- Fisher, B. L., Gibli, P. R. & Pegras, S. J. (1983). Healthy family functioning/goals of family therapy II: An assessment of what therapists say and do. *The American Journal of Family Therapy*, 11, 41-54.
- Fontana, V. (1968). Further reflections on maltreatment of children. *New York State Journal of Medicine*, 68, 2214-2215.
- Gehring, T. M. & Wyler, I. L. (1986). Family System Test (FAST): A three-dimensional approach to investigate family relationships. *Child Psychiatry and Human Development*, 16, 235-248.
- Gehring, T. M. (1993). *Familien System Test Manual German: Beltz Test Gesellschaft*.
- 八田武志訳 (1997). FAST マニュアル. ユニオンプレス.
- 亀口憲治・浦部雅美 (1990). 問題を抱えた子どもの家族イメージにおける特異性. 日本家族心理学会第7回発表論文集, 31.
- 亀口憲治 (2003). FIT (家族イメージ法) マニュアル (監). システムパブリカ.
- 加藤淳一 (2001). 親権者の適格性についての一考察. 東大阪短期大学紀要, 26, 183-193.
- 厚生労働省 (2013a). 人口動態総覧 (離婚) の年次推移統計 (平成24年年度版).
- 厚生労働省 (2013b). 人口動態総覧 (出生順位別にみた合計特殊出生率の年次推移) の年次推移統計 (平成24年年度版).
- Main, M. & Solomon, J. (1990). Procedures for identifying



infants as disorganized/disoriented during the Ainsworth strange situation. In M.T.Greenberg, D. Cicchetti & E. M. Cummings(Eds.), *Attachment in the Preschool Years* (121-160). Chicago: University of Chicago Press.

水島恵一・岡堂哲雄(1980). 図式的投影法の総合的研究(I) —目的・方法・成果の概観—. 日本教育心理学会第22回総会発表論文集.

野田愛子(1988). 子の監護に関する処分の基準について. 家族法実務研究, 判例タイムズ社. 183-203.

大島俊之(1986). 親権者指定の判断基準. 経済研究, 大阪府立大学経済学部, 31(3), 202-230.

最高裁判所(2010). 家事審判・調停事件の事件別新受件数. 平成21年度司法統計.

清水節(2002). 親権者の指定・変更の手続とその基準. 判例タイムズ, 1100, 155-157.

品川不二郎、品川孝子(1985). 親子関係診断テスト. 日本文化科学社.

Steele, B. & Pollock, C. (1974). A psychiatric study of parents who abuse infants and small children. In Helter, R. E. & Kempe, C. H. (eds.), *The battered child (2nd ed.)*, University of Chicago Press.

築地典絵(2001). Family System Testの基礎的研究I—FACES III および疎外感尺度との比較を通して—. カウンセリング研究, 34(2), 136-144.

(受稿: 2015年5月28日 受理: 2015年6月1日)